

## 請願文書表

令和5年6月1日提出

受理番号	1	受理年月日	令和5年5月24日
件名	文化庁「文化財保存活用地域計画」認定を提案する請願		
請 願 者	住所	海老名市国分寺台1丁目	
	氏名	甘利 真美	
紹介議員	三宅 紀昭		

### 要旨

文化庁では、地域文化の保存・伝承に力を注ぐために「文化財保存活用地域計画」が進められている。これは「文化財保護法」平成31年の改訂により、地域文化の保護や継承を進める上で、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（愛称：歴史まちづくり法）が平成20年に法律第40号として施行された。

それを受け、神奈川県では、県内の文化財に関わる取組みの基盤として「神奈川県文化財保存活用大綱」が令和元年に策定され、従来は個別に保存・活用してきた方法を今後は、「更に周辺地域に所在する多様な文化財を総合的に把握したうえで、文化財以外の地域資源も含め、地域が一体となって、周辺環境も含めた保存・活用を推進できるよう、取組を支援していく」という方針に変わった。

現在、文化財をとりまく環境や少子高齢化などによる文化財継承の担い手不足と文化財の滅失や散逸などの対応は喫緊の課題であり、地域の特色ある文化財の掘り起こしや活用の機運が年々高まりつつある。また、貴重な文化財をまちづくりに活かし、地域社会全体で、その継承に取り組むことが求められている。これを地域活性化につなげ、特色あるまちづくりは

世界の注目を集めている。

そこで、我が町「海老名市」も、継承と活用を考え、文化庁「文化財保存活用地域計画」の認定を受けることを提案する。

## 理 由

海老名市をアピールする方法として、テレビ等でも取り上げられているが、一過性の感は否めない。それを文化財という宝を用いて、恒久的に世界的にアピールしようというのが表題にある取組である。この制度を活用し行政として新たな魅力を生み出していこうというものである。

認定の一例として、料理に特化した小浜市や有形・無形の文化財を組み合わせた小豆島町、神奈川県では伊勢原市が認定されている。

認定のメリットとして、関係者がビジョンを共有し、連携して文化財の保護を行い、部局間連携による計画的な文化財保護の行政も推進できる。文化財の保護・維持には経費など要するが、国の登録文化財への登録の提案ができる特別措置や補助金が受けられるなどの優遇措置があり、専門的なアドバイスも受けることができる。

文化財は、地域の歴史的背景や伝統・文化を理解するために必要不可欠なものであり、人々が日々の営みの中で大切に守り、育み、今日まで伝えられてきた市民の貴重な財産である。文化財は一度壊れてしまえば永遠に失われてしまう。よって、先人たちから受け継がれてきた地域の文化財を守り、未来へ伝えていくためには、地域社会全体で幅広く文化財を把握し、保存・活用に取り組むことが必要である。そのためには、保存・活用の前提となる文化財の所在や現況を把握するための調査・研究や、保存・活用の拠点となりうるような場の充実が重要となる。

海老名市は、誇るべき文化財が多く見受けられるが、埋蔵物の大半は、埼玉県内で保管されており、公開されていないことが惜しまれる。「ひさご塚」のような前方後円墳は日本独特の墓であり、「秋葉山古墳群」も稀

有な古墳群である。

奈良時代に建立された国指定の史跡である国分寺と国分尼寺は、皇室ゆかりの寺である。国分寺は法隆寺形式で建立された全国で2番目の規模であり、七重の塔が建てられたことが特筆される。相模国分寺を復元するアプリが開発され、創建当時をCGで見ることができるようになった。梵鐘（重要文化財）や「尼の泣き水」の供養塔もほとんどの人が知ることがない。「逆川の灌漑」も当時として画期的であった。「今福薬医門」など歴史的な建物が遺されている。無形の「ささら踊り」「大谷歌舞伎」や天然記念物として「大けやき」など、これらは、誇るべき海老名市の文化財であり、これらを体系的に把握するためには、この事業に取り組むことが必要である。

文化庁「文化財保存活用地域計画」としての認定は大きな力になると考える。この海老名市内の大切な文化財保護につながるばかりでなく、教育にも大きな意味を持ち、市としての新たな魅力が生まれ、市民としての誇りを持つことができ、国内外の観光客も呼び込むなど、経済効果も大きいと考える。

これらを鑑み、「文化財保存活用地域計画」を行政として取り組んでいただくことを海老名市議会に請願する。